

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和6年10月25日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 調達内容

- (1) 調達件名 健康保険事業に係る産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託
- (2) 調達概要 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 全国健康保険協会岡山支部
岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
- (5) 見積競争方法 見積競争は単価（税別）にて行う。
見積金額は収集運搬費、処分費、マニフェスト作成代行手数料等、委託業務に要する一切の諸経費を含め、受渡した産業廃棄物1kgあたりの金額とする。
見積書を提出期限内に提出し、予算の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2. 見積競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 廃棄物の積み込み場所と荷下ろし場所を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長から廃プラスチック類の収集運搬の許可を受けていること。
- (4) 廃棄物の処分施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長から廃プラスチック類の処分の許可を受けていること。
- (5) 今回処理を委託する相当量以上の廃プラスチック類を受け渡し当日に処理できること。
- (6) 廃プラスチック類のリサイクル処理を行うこと。（自社で中間処理後、リサイクル処理を他社へ委託することは可とする。）
- (7) 全国健康保険協会との契約において、過去に契約不履行等の事実がない者であること

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び仕様書配布場所
〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 担当 小野
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
- (2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先
前記3.(1)と同じ
- (3) 見積書提出期限
日時：令和6年11月15日（金）14時（必着）
※郵送の場合は、配達状況を追跡できる簡易書留等とすること
- (4) 見積書と同時に提出が必要な書類
①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の取得を証明する資格審査結果通知書（写）
②都道府県知事又は政令で定める市長が交付した産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
※廃棄物の積み込み場所（岡山市）と荷下ろし場所のそれぞれでの廃プラスチック類の収集運搬が事業範囲に含まれているもの。
③都道府県知事又は政令で定める市長が交付した産業廃棄物処分業許可証の写し
※廃棄物の処理施設の所在地での廃プラスチック類の処分が事業範囲に含まれているもの。

4. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会岡山支部宛提出すること。
記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 予算の範囲内で有効な最低価格の見積書の提出者が2人以上あった場合は、当支部が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせて業者を決定する。ただし、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 見積結果については、別途参加者に電話連絡する。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。